

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行								
<p>(占用料等)</p> <p>第12条 〔略〕</p> <p>2 公園を占有するに当たり、付属設備を使用する者からは、当該設備の種別に応じ、1時間につき70円又は1日につき100円を上限として規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(有料施設の使用)</p> <p>第15条の3 有料施設（すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館、<u>隅田公園自動車駐</u>車場及び東あずま公園集会所を除く。<u>第22条第1項第1号及び別表第6</u>を除き、以下同じ。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第22条 〔略〕</p> <p>2 第10条の2、第11条、第13条、第14条、第15条の3、第17条から第19条まで及び第21条の規定は、前項の規定により指定管理者が行う公園の管理に関する業務について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第12条 〔略〕</p> <p>2 公園を占有するに当たり、付属設備を使用する者からは、当該設備の種別に応じ、1時間につき90円又は1日につき100円を上限として規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第15条の3 有料施設（すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館及び東あずま公園集会所を除く。<u>別表第6</u>を除き、以下同じ。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第22条 〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="220 1514 403 1686">第10条の2の見出し～第15条の3の見出し</td> <td data-bbox="405 1514 775 1686">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 1688 403 2018">第15条の3第1項</td> <td data-bbox="405 1688 775 2018">有料施設（すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館、<u>隅田公園自動車駐</u>車場及び東あずま公園集会所を除く。</td> </tr> </table>	第10条の2の見出し～第15条の3の見出し	〔略〕	第15条の3第1項	有料施設（すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館、 <u>隅田公園自動車駐</u> 車場及び東あずま公園集会所を除く。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="842 1514 1026 1686">第10条の2の見出し～第15条の3の見出し</td> <td data-bbox="1027 1514 1398 1686">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 1688 1026 2018">第15条の3第1項</td> <td data-bbox="1027 1688 1398 2018">有料施設（すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館及び東あずま公園集会所を除く。<u>別表第6</u>を除き、以下</td> </tr> </table>	第10条の2の見出し～第15条の3の見出し	〔略〕	第15条の3第1項	有料施設（すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館及び東あずま公園集会所を除く。 <u>別表第6</u> を除き、以下
第10条の2の見出し～第15条の3の見出し	〔略〕								
第15条の3第1項	有料施設（すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館、 <u>隅田公園自動車駐</u> 車場及び東あずま公園集会所を除く。								
第10条の2の見出し～第15条の3の見出し	〔略〕								
第15条の3第1項	有料施設（すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館及び東あずま公園集会所を除く。 <u>別表第6</u> を除き、以下								

	第22条第1項第1号及び別表第6を除き、以下同じ。)	
	使用	利用
	区長	指定管理者
第15条の3第2項～第21条第2項	〔略〕	

(指定管理者の指定の取消し等)

第24条 〔略〕

2 区長は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、区長が臨時に公園施設の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、第12条第1項に規定する規則で定める占用料、同条第2項に規定する規則で定める使用料及び第27条第1項の規定により区長の承認を得て定めた利用料金に相当する額の使用料を徴収することができる。

別表第1

公園の名称及び位置

名 称	位 置
墨田区立両国公園～墨田区立曳舟なごみ公園	〔略〕
墨田区立横十間川水辺公園	東京都墨田区太平四丁目、横川五丁目、業平五丁目地先
墨田区立竪川緑道公園	東京都墨田区両国二丁目、三丁目、四丁目、千歳一丁目、二丁目、三丁目、緑一丁目、二丁目、立川一丁目、二丁目地先

別表第2

公園（児童遊園）の名称及び位置

名 称	位 置
墨田区立横川北児童遊園～墨田区立菊川橋児童遊園	〔略〕

	同じ。)	
	〔同左〕	〔同左〕
	〔同左〕	〔同左〕
第15条の3第2項～第21条第2項	〔略〕	

〔同左〕

第24条 〔略〕

2 区長は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、区長が臨時に公園施設の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、第12条第1項に規定する規則で定める占用料並びに同条第2項及び第16条第1項に規定する規則で定める使用料を徴収することができる。

別表第1

公園の名称及び位置

名 称	位 置
墨田区立両国公園～墨田区立曳舟なごみ公園	〔略〕
〔新設〕	
〔新設〕	

別表第2

公園（児童遊園）の名称及び位置

名 称	位 置
墨田区立横川北児童遊園～墨田区立菊川橋児童遊園	〔略〕

〔削除〕	
墨田区立しいのき児童遊園～墨田区立白鬚児童遊園	〔略〕

別表第3

土地の使用料

種別	単位	金額
土地	1平方メートル、1月	2,110円

別表第5

公園の占用料

種別	単位	金額
電柱、標識	〔略〕	1,933円
水道管、下水管、ガス管、電線	〔略〕	859円
鉄塔	〔略〕	1,432円
変圧塔、マンホール類	〔略〕	1,432円
郵便差出箱、信書便差出箱	〔略〕	572円
公衆電話所	〔略〕	1,432円
地下の占用物件	〔略〕	〔略〕 1,245円
		〔略〕 429円
高架の占用物件	〔略〕	716円
天体、気象又は土地の観測施設	〔略〕	1,420円
写真撮影のための常時占用	〔略〕	11,280円
写真撮影のための臨時的な占用	〔略〕	17,625円
墨田区立隅田公園（区長が別に指定する区域内に限る。）における事業又は営業活動を伴う占用	〔略〕	24円
	〔略〕	35円
	〔略〕	35円
その他の占用	〔略〕	47円

別表第7

有料施設使用料

種別	単位	区分	使用料
庭球場～魚つ	〔略〕	〔略〕	〔略〕

墨田区立緑児童遊園	東京都墨田区緑一丁目1番17号
墨田区立しいのき児童遊園～墨田区立白鬚児童遊園	〔略〕

別表第3

土地の使用料

種別	単位	金額
土地	1平方メートル、1月	2,031円

別表第5

公園の占用料

種別	単位	金額
電柱、標識	〔略〕	1,856円
水道管、下水管、ガス管、電線	〔略〕	825円
鉄塔	〔略〕	1,375円
変圧塔、マンホール類	〔略〕	1,375円
郵便差出箱、信書便差出箱	〔略〕	550円
公衆電話所	〔略〕	1,375円
地下の占用物件	〔略〕	〔略〕 1,038円
		〔略〕 412円
高架の占用物件	〔略〕	687円
天体、気象又は土地の観測施設	〔略〕	1,184円
写真撮影のための常時占用	〔略〕	10,800円
写真撮影のための臨時的な占用	〔略〕	16,875円
墨田区立隅田公園（区長が別に指定する区域内に限る。）における事業又は営業活動を伴う占用	〔略〕	23円
	〔略〕	34円
	〔略〕	34円
その他の占用	〔略〕	45円

別表第7

有料施設使用料

種別	単位	区分	使用料
庭球場～魚つ	〔略〕	〔略〕	〔略〕

り場			
[削除]			
旧	宅	[略]	[略]

付記

1～4 [略]

5 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が付記2のナイター設備並びに付記4の付属設備及び器具以外の施設を使用する場合の使用料の額は、この表（弓道場の貸切りでない場合及び魚つり場に係る部分を除く。）に定める額に当該額の5割相当額を加えた額とする。

別表第8

利用料金

表 [略]

付記

1 [略]

2 規則で定める利用時間を超えて自動車駐車場を利用した場合は、この表の規定による所定の利用料金に加え、当該利用時間を超えて利用した日1日につき2,000円の範囲内で、あらかじめ指定管理者が区長の承認を得て定める額を徴収する。

り場			
自動車駐車場	30分以内の場合、	大型車・中型車	無料
	1台、1回	その他の車両	無料
	30分を超える場合、最初の30分を除き、	大型車・中型車	400円
	1台、1回、30分までごとに	その他の車両	100円
旧	宅	[略]	[略]

付記

1～4 [略]

5 規則で定める使用時間を超えて自動車駐車場を使用した場合は、この表の規定による所定の使用料金に加え、当該使用時間を超えて使用した日1日につき2,000円の範囲内で規則で定める額を徴収する。

6 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が付記2のナイター設備並びに付記4の付属設備及び器具以外の施設を使用する場合の使用料の額は、この表（弓道場の貸切りでない場合、魚つり場及び自動車駐車場に係る部分を除く。）に定める額に当該額の5割相当額を加えた額とする。

別表第8

利用料金

表 [略]

付記

1 [略]

2 別表第7付記5に規定する規則で定める使用時間を超えて自動車駐車場を利用した場合は、この表の規定による所定の利用料金に加え、当該利用時間を超えて利用した日1日につき2,000円の範囲内で、あらかじめ指定管理者が区長の承認を得て定める額を徴収する。

付 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第12条第2項、別表第3及び別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料又は占用に係る占用料から適用する。